小田原市尊徳記念館条例施行規則の一部改正について

１　背景

尊徳記念館では、年末年始（12月28日から翌年の１月３日）の休館日のほか、清掃や点検・修繕等を実施するため、必要に応じて臨時休館日を設けています。

しかし、臨時休館日の利用者への周知や施設の老朽化に伴う修繕の増加への対応等が課題となっています。

そこで、新たに毎月第４月曜日を休館日と定めることで、利用者へ分かりやすい周知を行うとともに、施設の維持管理を定期的かつ効率的に実施し、施設の長寿命化を図るため、小田原市尊徳記念館条例施行規則の一部を改正するものです。

２　改正する規則

小田原市尊徳記念館条例施行規則

３　改正内容

尊徳記念館の休館日を次のように変更します。

改　正　後	改　正　前
毎月第４月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）及び 12 月 28 日から翌年の１月３日までの日	12 月 28 日から翌年の１月３日までの日

４　施行年月日（予定）

令和９年（2027年）10月１日